

監査報告書

学校法人東京農業大学
理 事 会 御中

令和6年5月13日

学校法人東京農業大学

監 事 近藤 弘

監 事 久保田 紀久枝

私たちは、学校法人東京農業大学（以下「学校法人」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人寄附行為第10条の規定に基づいて、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会に出席して意見を述べるとともに、評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、令和5年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び関連する重要な決裁書類等を閲覧しました。また、上記の書類の検証及び財産の状況については、EY 新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受け、連携し、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行並びに財産の保全状況は適切であり、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、また上記より理事の業務執行についても適切であるものと認めます。

以上